

大和市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月10日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第36号

大和市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小児医療費助成条例施行規則（平成7年大和市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第1項ただし書」を「第5条第2項」に改め、同項第1号中「乳児等（条例第3条第1項に規定する乳児等をいう。以下同じ。）」を「小児」に改め、同条第2項中「第5条第1項ただし書又は第2項に規定する方法」を「第5条第2項の規定」に改める。

第8条第1項各号中「乳児等」を「小児」に改める。

第9条を次のように改める。

（医療証の有効期限）

第9条 医療証の有効期限は、当該小児の次に到来する誕生日の属する月の末日までとする。ただし、誕生日が月の初日である者にあつては次に到来する誕生日の属する月の前月の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、中学校等の第3学年に在籍する児童の医療証の有効期限は、当該児童が満15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、中学校等の卒業月の末日（中学校等の卒業月の末日以前から卒業月の翌月の初日以後も引き続き入院している場合には、その退院の日）が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、同日までとする。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。